

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)  
当たるときの翌日

## 目 次

### ◇ 規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

### ◇ 告 示

字の区域の変更  
自衛官の募集

土地改良区の設立の認可

土地改良事業の認可(十四件)

土地改良法による換地処分

木材業者の登録

木材業者及び製材業者の登録の変更

土地収用法による土地の立入り

一般国道の区域の変更(二件)

県道の区域の決定

県道の区域の変更

一般国道の供用の開始

県道の供用の開始

村道の改築に関する工事の完了

都市計画法第六十六条による告示(三件)

廃川敷地の生成

◇ 教委規則  
鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

◇ 公安規則  
派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

## 規 則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第十五号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

一三	一七、八〇〇円
四七	一一、七〇〇円

を

河崎団地	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅
	第七号から第五十三号までの住宅

河崎団地	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅
	第七号から第十四号まで及び第三十九号から第四十六号までの住宅
	第十五号から第三十八号まで及び第四十七号から第五十三号までの住宅

に改める。

別表の第二種県営住宅の表中

一三	一七、八〇〇円
一六	一八、二〇〇円
三一	一一、七〇〇円

賀露港団地

二四 一七、八〇〇円

に改める。

賀露港団地

二四

八、九〇〇

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに交付する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四百十六号中「炭疸二百円」を「炭疸二百五十円」に、「五百円」を「六百円」に、「二百五十円」を「三百五十円」に、「三百五十円」を「四百五十円」に改め、同表第四百十七号中「百七十円」を「二百円」に改め、同表第四百十八号中「三百円」を「三百五十円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による明高地区第二工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する  
字の名称

同上の区域（昭和五十九年十一月一日現在の地番による。）

大字明高字宮ノ  
前

大字明高字宮ノ前のうち七六九の一、七六九の三から七六九の五までの一部、七七〇の二の一部、七七〇の四の一部、七七四の二の一部、七七四の三の一部、七七四の五の一部、七七九の一の一部、七七九の二の一部、七七九の三、七七九の四の一部、七七九の一六の一部、七八二の二の一部、七八二の九、七八二の一五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字明高字日氏ノ上七九〇の一〇及びこれと一体をなす国有地並びに七九〇の三、七九〇の四と一体をなす国有地の一部

大字明高字野新田一五三〇の一、一五三〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部

大字明高字中原一五五六の二の一部

大字明高字宮ノ上一五五七の一部及びこれと一体をなす国有地

大字明高字日氏ノ  
上

大字明高字日氏ノ上のうち七九〇の一〇及びこれと一体をなす国有地並びに七九〇の三、七九〇の四と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字明高字一本松二二〇二の一、二二〇二の六、二二〇三

大字明高字大畑

の三

大字明高字大畑のうち一一一七の二、一一一八の二、一一一八の五、一一一九、一一二〇の二、一一二一の三、一一二一の四、一一二五の二、一一二九の三、一一二九の五の一部、一一三二の四以外の区域

大字明高字一本  
松

大字明高字一本松のうち二二〇二の一、二二〇二の六、二二〇三の三以外の区域

大字明高字太郎田二二三と一体をなす国有地の一部

大字明高字太郎  
田

大字明高字太郎田のうち二二三と一体をなす国有地の一部以外の区域  
大字明高字野新田一四九二の二、一五一六の七

大字明高字五輪  
坂

大字明高字五輪坂の全域  
大字明高字末見坂二三八二、一三八三の二、一三八四の六及びこれらと一体をなす国有地  
大字明高字真野原一四二五の五、一四二六の一から一四二六の四まで、一四二七から一四二九まで、一四三〇の二、一四三〇の三、一四三一から一四三四まで、一四三五の二、一四三六の三、一四三七から一四三九まで、一四四二、一四四二次一、一四四七の七の一部、一四四九の二から一四四九の五まで、一四五〇、一四五一、一四五二の一、一四五二の二、一四五三の三、一四五四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部  
大字明高字野新田一四七二の三

<p>大字明高字末見坂</p>	<p>大字明高字末見坂のうち一三八二、一三八三の二、一三八四の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字明高字真野原</p>	<p>大字明高字真野原のうち一四二五の五、一四二六の一から一四二六の四まで、一四二七から一四二九まで、一四三〇の二、一四三〇の三、一四三一から一四三四まで、一四三五の二、一四三六の三、一四三七から一四三九まで、一四四二、一四四二次一、一四四七の七の一部、一四四九の二から一四四九の五まで、一四五〇、一四五一、一四五二の二、一四五二の三、一四五三の三、一四五四の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字明高字野新田</p>	<p>大字明高字野新田のうち一四六四の一、一四六五の一、一四六五の二、一四七二の三、一四九二の二、一五一六の七、一五三〇の一、一五三〇の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字明高字中原</p>	<p>大字明高字宮ノ前七六九の一、七六九の三から七六九の五までの一部、七七〇の二の一部、七七〇の四の一部、七七四の二の一部、七七四の三の一部、七七四の五の一部、七七九の二の一部、七七九の三、七七九の四の一部、七七九の五、七八二の二の一部、七八二の九、七八二の一五及びこれらと一体をなす国有地 大字明高字中原のうち一五四一の一部、一五五六の二の一部以外の区域 大字明高字宮ノ上一五六七の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字明高字宮ノ上</p>	<p>大字明高字中原一五五六の二の一部 大字明高字宮ノ上のうち一五五七の一部、一五六七の一部</p>

<p>大字明高字上中原</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 大字明高字上中原一五八三の三、一五八三の四、一六〇九の一、一六〇九の一〇、一六〇九の一一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字明高字野新田</p>	<p>大字明高字野新田一四六四の一、一四六五の一、一四六五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字明高字中原一五四一の一部 大字明高字上中原のうち一五八三の三、一五八三の四、一五八七の四の一部、一五八七の五の一部、一五八八の二の一部、一六〇九の一、一六〇九の一〇、一六〇九の一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

鳥取県告示第三百三十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条及び第百七十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和六十年度第一次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

- 1 男子については、二等陸士、二等海士及び二等空士とする。
- 2 女子については、二等陸士及び二等海士とする。

二 募集期間

- 1 男子については、昭和六十年四月一日から同年六月三十日までとする

る。

2 女子については、昭和六十年五月一日から同月三十一日までとする。  
三 試験期日

1 男子については、募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和六十年六月四日とする。

四 試験場の位置及び名称

1 男子

鳥取市鍛冶町一八一三

自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九

自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七

自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

2 女子

米子市両三柳二六〇三

陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月とする。

2 女子については、昭和六十年八月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいずれにも該当しないもの

2 試験科目

ア 筆記試験（国語（作文を含む）、社会及び数学）

イ 身体検査

ウ 口述試験

エ 適性検査

鳥取県告示第三百三十七号

仙津土地改良区については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定に基づき、昭和六十年三月二十三日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良

事業（農林業地域改善対策事業黒坂（下町）地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下榎（根妻）地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業下三栄地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業三栗地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（集落農業構造改善事業飛時原地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良

事業（団体営農道整備事業并原地区農道整備）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日南町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業福万来地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区区画整理）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区農道整備）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中山町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）三谷地区暗きよ排水）を昭和六十年三月二十二日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岸本町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業岸本（遠藤）地区農道整備）を昭和六十年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯郡岸本町清原三四手嶋勇ほか十人の者が共同して行う土地改良事業（非補助事業林ヶ原地区区画整理）を昭和六十年三月二十八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、三朝町が行う土地改良

事業（集落農業構造改善事業田代地区農用地造成）を昭和六十年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業（山村林業構造改善事業屋堂羅地区区画整理）を昭和六十年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る明高地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次



鳥取県告示第三百五十三号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第二項の規定に基づき、木材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号 登録年月日 住所又は所在地

八木第八〇号 昭和六十年一月七日 八頭郡智頭町大字中原一

日木第二九号 昭和五十九年十二月二十七日 日野郡江府町大字江尾五一

氏名又は法人の名称及び代表者の氏名  
智頭振興株式会社  
代表取締役 玉木久夫  
川上見次

鳥取県告示第三百五十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七条第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録の変更をしたので、同条第三項において準用する同条例第六条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録年月日及び番号	住所及び氏名(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	変更事項	変更前	変更後	変更登録年月日
昭和五十九年四月一日 鳥木第三五号	鳥取市古海七〇七 有限会社岸本材木店 代表取締役 岸 本 陸 永	代表者の氏名	代表取締役 岸 本 陸 永	代表取締役 大 野 博	昭和五十九年十一月二十一日
昭和五十九年四月一日 倉木第三号	倉吉市清谷八六八 株式会社倉吉木材市場 取締役社長 竹 歳 善之助	"	取締役社長 竹 歳 善之助	代表取締役社長 藤 井 英 人	昭和六十年二月二十七日
昭和五十九年十月十二日 八製第四九号	八頭郡若桜町大字屋堂羅九九一 一四 伊井野 光 治	住 所	八頭郡若桜町大字屋堂羅九九一 一四 伊井野 光 治	奈良県橿原市内 膳町二丁目一〇 一 川 上 博 正	昭和五十九年十二月二十五日

鳥取県告示第三百五十五号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項ただし書の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの通知があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日本道路公団

二 事業の種類

中国横断自動車道岡山米子線(江府〜米子)建設工事  
 三 立ち入ろうとする土地の区域  
 米子市河岡及び日下並びに日野郡溝口町金屋谷  
 四 立ち入ろうとする期間  
 昭和六十年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで

鳥取県告示第三百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 後		変 更 前			
		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)		
三三三号	倉吉市東巖城町二二五地先から同市河原町字西淀広一八五六一地先まで	変更後	六・三〇〇	三、七二七〇	変更前	七・〇〇〇	三、一八〇〇
		変更前	四・五〇〇	二、四〇〇	四・五〇〇	二、四〇〇	
四三二号	境港市昭和町一一一五地先から同町一一二三地先まで	変更後	一四・八〇〇	二、四〇〇	変更前	一四・八〇〇	二、四〇〇
		変更前	一四・八〇〇	二、四〇〇	一四・八〇〇	二、四〇〇	
四三二号	境港市上道町二二八〇地先から同町二二七六地先まで	変更後	二五・五〇〇	一、三八〇〇	変更前	二五・五〇〇	一、三八〇〇
		変更前	二五・五〇〇	一、三八〇〇	二五・五〇〇	一、三八〇〇	

鳥取県告示第三百五十七号

道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第七条第一項の規定に基づき、日本道路公団が一般国道の区域を次のように変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 後		変 更 前			
		幅員 (メートル)	延 (メートル)	幅員 (メートル)	延 (メートル)		
四三二号	境港市昭和町一一一九地先から同町一一一五地先まで	変更後	一八・八〇〇	二、九六〇	変更前	一八・八〇〇	二、九六〇
		変更前	一八・八〇〇	二、九六〇	一八・八〇〇	二、九六〇	
四三二号	境港市昭和町一一一九地先から同市上道町二二七八地先まで	変更後	九・四〇〇	七、三三二	変更前	九・四〇〇	七、三三二
		変更前	九・四〇〇	七、三三二	九・四〇〇	七、三三二	

鳥取県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
倉吉福本線	倉吉市東巖城町三〇四地先から同市仲ノ町七七四一八地先まで	一五・〇〇 四三・〇〇	二、二二五・〇〇

鳥取県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	変更前	変更後		
倉吉由良線	倉吉市福吉町字東出口一三九〇―三六地先から東伯郡大栄町大字六尾字西配竹二二二一―地先まで	倉吉市旭田町七三三三―地先から東伯郡大栄町大字六尾字西配竹二二二一―地先まで	六・八〇 四〇・〇〇	九、五二八・〇〇
			七・三〇 二九・〇〇	九、一九八・〇〇

倉吉江北線

変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
倉吉市宮川町一七七一―二地先から東伯郡北条町大字江北字寺前六〇―一―地先まで	倉吉市宮川町二丁目一三〇―一六地先から東伯郡北条町大字江北字寺前六〇―一―地先まで	五・〇〇 二三・〇〇	五、二六七・〇〇

巖城上灘線

変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
倉吉市巖城字宮ノ前一二二三六―四地先まで	倉吉市巖城字宮ノ前一二二三六―次二地先から同市東巖城町九九地先まで	七・七〇 三二・〇〇	四一八・〇〇

木地山倉吉線

変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
倉吉市住吉町七六一―三―八地先から同市仲ノ町七七四―一―八地先まで	倉吉市住吉町一一四―五―五地先から同町八二地先まで	一五・〇〇 四一・〇〇	一、二五二・〇〇

鳥取郡家線

変更前	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
八頭郡家町大字池田字深曲り四五九―一―地先から同町大字郡家字金石上分三七二―一―地先まで	八頭郡家町大字池田字深曲り四五九―一―地先から同町大字郡家字金石上分三七二―一―地先まで	七・〇〇 三二・〇〇	一、八五九・〇〇

鳥取県告示第三百六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
三二三号	倉吉市巖城町二五地先から同市河原町字西淀広一八五六―一地先まで	昭和六十年三月二十九日

鳥取県告示第三百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、昭和六十年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉福本線	倉吉市東巖城町三〇四地先から同市仲ノ町七七四―八地先まで	昭和六十年三月二十九日
木地山倉吉線	倉吉市住吉町一三一地先から同市河原町字西淀広一八五六―一地先まで	
鳥取郡家線	八頭郡郡家町大字池田字深曲り四五上分三七二―一地先まで	

鳥取県告示第三百六十二号

過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十四条第一項の規定に基づく村道の改築に関する工事が完了したので、過疎地域振興特別措置法施行令（昭和五十五年政令第五十号）第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	工 事 区 間	工 事 類 別	工 事 の 完 了 の 日
北 岸 線	八頭郡佐治村大字高山字ヲセ岩四一―三―地先から同大字字屋ブキ八四六―一―地先まで	改 築	昭和六十年二月二十八日

鳥取県告示第三百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一四一七号 停車場卵垣線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示

する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業三一四一十号 皆生温泉環状線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業三一五―七号 末広滝山線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇

四 事業地の所在

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第三百六十六号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部河川課及び鳥取県米子土木事務所に備えて縦覧に供する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 河川の名称

阿弥陀川水系に係る二級河川飯戸川

二 廃川敷地が生じた年月日

昭和六十年三月二十九日

三 廃川敷地の位置

西伯郡大山町飯戸字西河原四八二―二から同町今在家字東林六八五―九まで

四 廃川敷地の種類及び数量

土地 一、二六二・四七平方メートル

教育委員会規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県地域改善対策大学奨学資金貸与規則（昭和五十七年九月鳥取県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第五条の表中「二万八千円」を「二万九千円」に、「四万六千円」を「四万九千円」に改める。

附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。

# 公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年三月二十九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

## 鳥取県公安委員会規則第四号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の国府町宮下警察官駐在所の項中「大字奥谷」の下に、「奥谷一丁目、奥谷二丁目、奥谷三丁目、稲葉丘一丁目、稲葉丘二丁目、稲葉丘三丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上四丁目、新町一丁目、新町二丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、新通り三丁目、新通り四丁目」を、「大字宮下」の下に、「宮下」を加え、同表の鳥取県郡家警察署の郡家町石田百井警察官駐在所の項中「大字米岡」の下に、「大字国中」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の東郷町松崎警察官駐在所の項中「東郷町大字旭」を「東郷町大字龍島」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市竹内町警察官駐在所の項中「福定町」の下に、「美保町」

を加え、同表の鳥取県溝口警察署の江府町武庫警察官駐在所の項中「大字下安井」の下に、「大字俣野」を加え、同表の鳥取県溝口警察署の江府町俣野警察官駐在所の項を削る。

### 附 則

この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。